

四日市市告示第284号

四日市市狭あい道路後退用地整備要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

四日市市長 森 智広

四日市市狭あい道路後退用地整備要綱の一部を改正する要綱

四日市市狭あい道路後退用地整備要綱（平成4年四日市市告示第205号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この要綱は、建築行為等及び建築可能な土地に係る狭あい道路<u>等</u>の後退用地等の確保及び整備に関し必要な事項を定めることにより、良好な市街地の形成を促進するとともに、生活環境の向上を図り、もって安全で住み良い街づくりに寄与することを目的とする。 （用語の定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) （略） (2) <u>狭あい道路等 狭あい道路及び都市計画法（昭和43年法律第100号。）に基づく地区計画（小林地区地区計画、新正地区地区計画、生桑地区地区計画）に定められた地区計画道路のうち計画幅員未満の道をい</u>	（目的） 第1条 この要綱は、建築行為等及び建築可能な土地に係る狭あい道路の後退用地等の確保及び整備に関し必要な事項を定めることにより、良好な市街地の形成を促進するとともに、生活環境の向上を図り、もって安全で住み良い街づくりに寄与することを目的とする。 （用語の定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) （略）

う。

(3) (略)

(4) 門、塀等 狭あい道路等の後退線側に設置する門及び塀、敷地を造成するための擁壁（前号に規定するものを除く。）その他これらに類するものをいう。

(5) (略)

(6) 建築主等 狭あい道路等に接する土地において建築行為等を行う者及び当該建築行為等に係る土地の所有者をいう。

(7) 後退線 法第42条第2項の規定等により道路の境界線とみなされる線及び地区計画により定められた地区計画道路の境界線とみなされる線をいう。

(8) 後退用地 狭あい道路等とそれに接する土地との元の境界線と後退線との間にある土地をいう。

(9) すみ切り用地 道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）に設ける角地の隅角をはさむ三角形の部分をいう。ただし、前面道路の幅員が4.0メートル以上の場合はその道路境界線により、狭あい道路等の場合はその後退線により構成する部分をいう。

(10) 建築可能な土地 狭あい道路等に接道する土地をいう。

(2) (略)

(3) 門、塀等 狭あい道路の後退線側に設置する門及び塀、敷地を造成するための擁壁（前号に規定するものを除く。）その他これらに類するものをいう。

(4) (略)

(5) 建築主等 狭あい道路に接する土地において建築行為等を行う者及び当該建築行為等に係る土地の所有者をいう。

(6) 後退線 法第42条第2項の規定等により道路の境界線とみなされる線をいう。

(7) 後退用地 狭あい道路とそれに接する土地との元の境界線と後退線との間にある土地をいう。

(8) すみ切り用地 道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）に設ける角地の隅角をはさむ三角形の部分をいう。ただし、前面道路の幅員が4.0メートル以上の場合はその道路境界線により、狭あい道路の場合はその後退線により構成する部分をいう。

(9) 建築可能な土地 狭あい道路に接道する土地をいう。

<u>(11)</u> (略) 附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、<u>令和 1 0 年 3 月 3 1 日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに第 7 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合の助成金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。	<u>(10)</u> (略) 附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、<u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに第 7 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合の助成金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。
---	---

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(都市整備部市街地整備課)